

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度第1回所沢市入札監視委員会
開 催 日 時	令和5年5月29日(月) 午後2時00分から
開 催 場 所	所沢市役所4階 入札室
出席者の氏名	落合 誠(埼玉県川越県土整備事務所 所長) 高島 誉章(公認会計士) 小寺 智子(弁護士)
欠席者の氏名	なし
議 題	1 入札及び契約手続の運用状況等の報告 2 審議事案の抽出結果報告 3 抽出された事案の審議 4 その他
会 議 資 料	1 会議次第 2 入札方式別発注工事総括表(様式第1号) 3 入札方式別発注工事一覧表(様式第2号) 4 入札参加停止等の措置状況総括表(様式第3号) 5 入札参加停止等の措置状況一覧表(様式第4号) 6 抽出事案説明書(様式第5号)
担 当 部 課 名	【担当課等】 (街づくり計画部)工藤所沢駅西口区画整理担当参事 森田所沢駅西口区画整理事務所主幹 荻野所沢駅西口区画整理事務所主査 市野所沢駅西口区画整理事務所主任 (建設部)山田道路維持課長、石井道路維持課主査 中嶋営繕課主幹、関根営繕課主幹 太田代営繕課主任、高橋営繕課主任 (上下水道局)山下総務課長、羽賀総務課主査 田村総務課主査、坂野下水道維持課長 春田下水道維持課主査、豊泉下水道維持課主査 【事務局】

	市川総務部長、市川総務部次長、古沢契約課長 吉田契約課主幹、他 契約課職員
--	--

発言者	審議の内容
	<p>議 事</p> <p>1 入札及び契約手続の運用状況等の報告</p> <p>令和4年10月1日から令和5年3月31日までの市、上下水道局発注工事における入札方式別件数及び入札参加停止等の措置状況について事務局より報告した。</p> <p>2 審議事案の抽出結果報告</p> <p>審議の対象となる事案の中から、応札が1者のみの事案2件、落札率が著しく高い事案1件、随意契約の事案1件、同種工事で応札者が特定の3者である事案1件の計5件を抽出した旨、抽出委員より報告があった。</p> <p>3 抽出した事案の審議</p> <p>(1)「下水ポンプ場等運転監視設備更新工事」</p> <p>抽出理由：1者入札である。</p> <p>(質疑)</p> <p>1者応札となっていますが、応札者が少ない理由をお聞かせ下さい。</p> <p>本工事で取り扱う運転監視設備は特殊な設備であり、専門的な知識や技術が必要であることから応札しづらかった可能性があると考えています。</p> <p>特殊な設備とのことですが、入札参加資格対象者は68者もいるのですか。</p> <p>68者全てが対応可能とは考えていません。</p> <p>対応可能な業者を入札参加資格対象者としないと、意味がないのではないですか。</p> <p>電気通信工事を行う大手会社が相当数あるので、十分可能であったと考えます。</p> <p>応札者数が少ないことは事前にわかっていたのですか。</p> <p>そこまで少ないことは想定していませんでした。</p> <p>対象者数が少ないのであれば、指名競争入札など、他の入札方式を考えてもよいのではないですか。</p> <p>指名競争入札にするほど特殊な工事ではありません。ソフトウェアを使用しており、その会社を下請に入れないと成立しない工事だということです。</p> <p>どこの会社ですか。</p> <p>日本ソフト開発株式会社です。下水ポンプ場や雨水貯留施設の監視制御装置等を扱う会社ですが、その会社のソフトウェアを使用してパソコンやスマートフォンで運転監視しています。機器自体の工</p>
委員	
総務課	
委員	
下水道維持課 委員	
下水道維持課	
委員 下水道維持課 委員	
下水道維持課	
委員 下水道維持課	

発言者	審議の内容
委員 下水道維持課 委員	<p>事は一般の大手電気会社が応札可能ですが、その会社のソフトウェアを使用する必要があるということです。</p> <p>ハードウェアはどこでもよいのですか。</p> <p>そのとおりです。</p> <p>ソフトウェアが積算の大きな要素になっているということですか。下請けは必ずこの業者となるのですか。</p>
下水道維持課 委員 下水道維持課 委員	<p>そのとおりです。</p> <p>落札した会社の子会社ですか。</p> <p>子会社ではありません。</p> <p>この会社のソフトウェアしか使用できないということは、業者も事前にわかっているのですか。</p>
下水道維持課 委員 下水道維持課 委員	<p>仕様書に明記してあります。採算性の良い工事ではないと思われ、応札業者が少なかったものと考えられます。</p> <p>どの業者も、その会社を下請とすることはできるのですか。</p> <p>そのとおりです。機器自体は大手の電機会社であれば可能です。</p> <p>入札前に、日本ソフト開発株式会社を下請にできるかどうかを、南関通信工業が確認しておかなくてはならなかったのですか。</p>
下水道維持課 委員 下水道維持課 委員	<p>仕様書に、日本ソフト開発のソフトウェアを使用するということを明記しています。</p> <p>数者が確認し、そのうち南関通信工業だけ話がついた可能性があるということですか。</p> <p>そのとおりです。</p> <p>L T E回線にしなければならない理由を伺います。</p>
下水道維持課 委員 下水道維持課 委員	<p>3 Gが令和6年度末に廃止されます。今のところ運転制御盤は4 GやL T Eが主流で、ここしばらくはこの設備で運用できると考えました。</p> <p>5 Gは対応していないのですか。</p> <p>まだ主流ではありません。</p> <p>今後すぐに4 Gにしなければならぬということは起こらないのですか。</p>
下水道維持課 委員 下水道維持課 委員	<p>いつまでとは明言できませんが、ここしばらくはL T Eで大丈夫です。</p> <p>11月に入札をしていますが、もう少し早い時期であれば応札者が多かった可能性はありますか。</p> <p>長い調査期間があったことや、物流の関係上機器等が流通していない状況もあり、この時期の入札になりましたが、もう少し前倒ししていれば、可能性はあったかもしれません。</p>
委員 下水道維持課 委員 下水道維持課 委員	<p>3 Gと4 Gの間がL T Eで、令和6年度末に3 Gが廃止され、使えなくなるのですか。</p> <p>そのとおりです。</p>

発言者	審議の内容
委員 下水道維持課 委員 下水道維持課 委員 下水道維持課	<p>今回の工事は、必然的にやらなければならなかった工事だということですか。</p> <p>そのとおりです。</p> <p>当面、4Gや5Gに更新の必要はないということによいですか。</p> <p>そのとおりです。5Gはまだ主流ではありません。</p> <p>時系列的なネットワークの更新期間は、どのように確認するのですか。</p> <p>ニュースやホームページ等で確認しています。</p>
委員	<p>(意見等)</p> <p>ソフト会社が特命ということだけで、実際は特殊な工事ではありません。応札者が少ない理由を、特殊工事であるからとするのは、あまりにも杓子定規な回答です。説明を聞けば納得できるので、実質的な審議をするために、もっと内容に踏み込んで、紳士的な回答をしてほしいと思います。</p>
委員	<p>人気のない工事や難工事は、年度後半になると、技術者が足りず受注が厳しい等悪い要素が出てくるので、なるべく早期発注ができればいいと考えます。</p>
委員	<p>(2)「所沢駅ふれあい通り線整備工事(その4)」 抽出理由：随意契約である。 (質疑)</p> <p>1者特命随意契約になった理由を伺います。また、落札率が99.83パーセントとほぼ100パーセントですが、随意契約に付随して高落札率になる傾向の結果なのですか。</p>
契約課	<p>本工事の仮設道路整備は、令和4年度継続工事である所沢駅ふれあい通り線整備工事(その3)の施工範囲及び施工時期が重複しており、当該工事の受注者でなければ品質管理・安全管理・工程管理が困難であるため、所沢駅ふれあい通り線整備工事(その3)の受注者である西武建設株式会社を選定し、随意契約としたものです。また、所沢駅ふれあい通り線整備工事(その3)と合算経費としており、設計工事費を抑えたために、高落札率になったと考えられます。</p>
委員 所沢駅西口区 画整理事務所 委員 所沢駅西口区 画整理事務所	<p>所沢駅ふれあい通り線整備工事(その1)(その2)も西武建設が受注したのですか。</p> <p>西武建設ではない業者です。</p> <p>その3、その4の工事とは別の区画ですか。</p> <p>所沢駅ふれあい通り線という、所沢駅の南側に線路と立体交差する道路を整備する工事になります。その1、その2は、ふれあい通</p>

発言者	審議の内容
委員	<p>り線の側道部分で、H鋼といった土留めの杭を打った工事になるのですが、その3は県道の脇の地下にボックスカルバートというコンクリートの構造物を造る工事になります。この振替道路ということで、その3と同じ工事区域となるために、随意契約としました。</p> <p>現在建設会社は非常にひっ迫しています。西武建設が引き受けたので良いですが、断られたらどうしたのでしょうか。その3の受注者には、その4まで施工してもらおうという随意的なものがないと、断られる例も多いと思います。</p>
所沢駅西口区画整理事務所	<p>令和4年度当初は、その3工事（B1工事）と県道の直下の工事（B2工事）を一体で発注する予定でした。国の補助金が想定より少なく、一体で施工する分の国費がつかなかったため、まずその3を先行して発注した経緯があります。本来であれば一体的に整備する予定でしたが、最大限国費を確保しながら工事を進めたいということで、分割しました。</p>
委員	<p>その4は国費がついたのですか。</p>
所沢駅西口区画整理事務所	<p>その4については補正の国費を要望し、切替道路分だけ国費がついたので、その分を別途発注としました。</p>
委員	<p>見積記録表を見ると、3回目で決定となっていますが、3回行った理由を伺います。</p>
所沢駅西口区画整理事務所	<p>金額を少しでも抑えた形で入れようということで、3回の見積合わせとなったということです。</p>
委員	<p>見積金額が予定価格よりも高い場合、見積合わせなので、どのように調整するのですか。詳細の見積金額を一致させていくのは大変かと思います。</p>
所沢駅西口区画整理事務所	<p>基本的には、積算に基づいて設計しているので、経費部分の考え方等の違いで、若干そういうところがあるかと思います。一致させていくというよりは、予定価格に達していないということを伝えて、再度見積もりをするということになります。</p>
委員	<p>実務的には何回見積するのですか。</p>
契約課	<p>回数に制限はありません。</p>
委員	<p>これ以上下げられないとなったら、その段階で終わりですか。</p>
契約課	<p>そのとおりです。</p>
委員	<p>現在単価が上がっていますが、交渉で設計金額を上げるということはないのですか。</p>
所沢駅西口区画整理事務所	<p>不調になった場合は、単価を上げるというよりは、設計の見直しを行うなど方法を変更したりすることで再度発注します。</p>
委員	<p>B1工事は道路を切り回さなくてもできたのですか。</p>
所沢駅西口区画整理事務所	<p>地下にボックスカルバートを入れるだけの工事です。その4の工事は、B2の工事に向け、現道を切り回し下に入ることです。</p>
委員	<p>切り回し工事は、B2工事の発注時にやってもよかったのではな</p>

発言者	審議の内容
所沢駅西口区 画整理事務所	<p>いですか。</p> <p>それも考えましたが、この地区の中央部で、西武リアルティソリューションズと住友商事が、広域型の集客商業施設の建設を進めており、来年度の秋に開業を予定しています。それまでに、側道と交差点部の工事を完了しなければならず、ここで切り回し工事を施工しないと、B2工事も遅れてしまい、交差点の工事が秋までに完了しないという懸念があったので、先行して切り回し道路の工事を発注しました。</p>
委員 所沢駅西口区 画整理事務所	<p>B2工事は発注できなかったのですか。</p> <p>今年度発注予定です。</p>
委員 所沢駅西口区 画整理事務所	<p>予算がなかったということですか。</p> <p>昨年度は国費がつかなかったので、今年度に振り替えて行う予定です。</p>
	<p>(意見)</p> <p>なし</p>
委員	<p>(3)「西ヶ谷戸橋修繕工事」</p> <p>抽出理由：高落札率である。</p> <p>(質疑)</p>
委員 契約課	<p>落札率が98.36パーセントと高く、応札者も2者と少ないですが、どのような理由が考えられますか。</p> <p>本工事は、河川区域内での工事であり、占用許可の条件として、施工時期が11月から5月までの湯水期に限定されていました。そのため、入札時期である10月は繁忙期となり、技術者が他の業務に従事しており、人材が不足していることから、結果的に2者の応札となりました。また、高落札率になった要因については、橋の工事なので、工程が多いことに原因があると考えられますが、過去の実績を見ると、97パーセント後半や98パーセント台で推移しているため、妥当であるかと考えられます。</p>
委員 契約課	<p>11月から5月までが工事をすることができる期間で、その期間が繁忙期になるということですか。</p> <p>そのとおりです。</p>
委員 契約課	<p>工事の難易度は高くないのですか。</p> <p>業者のランクはA級またはB級です。</p>
委員 道路維持課	<p>この工事は湯水期施工なのですか。</p> <p>そのとおりです。</p>
委員 道路維持課	<p>どの工種が湯水期施工なのですか。</p> <p>河川区域内での作業があるので、足場の設置等を行います。湯水</p>

発言者	審議の内容
委員 道路維持課	<p>期ではない時期に流されそうになったりしたことがあり、足場を組む場合は湧水期に施工するという県からの施工条件も入るので、施工が湧水期になります。</p> <p>橋の防護柵は塗り替えだけではなく、設置し直したのですか。</p> <p>防護柵は塗り替えのみです。落下防止のためのもので、基準の高さを満たしていない場合は、高さを足したり付け替えたりといった施工もしますが、今回は柵に関しては塗り替えのみです。</p>
委員 道路維持課 委員	<p>あとは、現状あるものを補修したということですか。</p> <p>長寿命化のために補修しています。</p> <p>応札者が2者になった理由は、応札者側の問題なのではっきりはしないが、繁忙期だからという推測ですか。</p> <p>そのとおりです。年に約1回橋の修繕の発注をしており、大体応札は2者ほどなので、時期的に技術者等の問題があるのだろうと推測しています。</p>
委員 道路維持課	<p>橋の工事なので敬遠するということはあるでしょうか。</p> <p>橋だからということはあるかもしれませんが。通行の規制や、路面を削ったりすると歩行できる状態にするのが大変だったり調整も多く、そういったことも原因の一つかもしれません。</p>
委員 道路維持課 委員 道路維持課 委員 道路維持課	<p>健全度 が一番良い状態で、 、 になるにつれて良くない状態になるということですか。</p> <p>そのとおりです。</p> <p>健全度 は要注意ということですか。</p> <p>レベル的にはそのとおりです。</p> <p>点検は市が行っているのですか。</p>
委員 道路維持課	<p>5年に1度、道路法で規定している点検は必ず行わなければならないので、それ以外の年は自主点検として職員が現地を確認し、悪くなる要因がないか点検を行っています。</p> <p>今回の工事は、自主点検によるものですか。</p> <p>自主点検も行っていますが、今回、西ヶ谷戸橋の修繕工事を実施した要因としては、所沢市橋梁長寿命化修繕計画の策定を行っている中で、前回点検で健全度 判定だったものが、次回の点検までに、早期措置段階の健全度 になる恐れがあるという結果になり、早めに修繕したほうが良いということで、令和4年度に施工しました。</p>
委員 道路維持課 委員 道路維持課	<p>市内に点検対象の橋はどのくらいあるのですか。</p> <p>184橋です。</p> <p>今までの結果は健全度 または であったということですか。</p> <p>健全度 の予防保全の段階が多いです。過去に、4橋ほどの判定が出ましたが、順次修繕を行っています。今年度1橋工事をする予定があり、それで 判定になった4橋の修繕はすべて完了となります。</p>

発言者	審議の内容
委員 道路維持課	所沢市は大きな川がないので、大きな橋はあまりないのですか。大きな川はありませんが、西武鉄道があるので、小手指陸橋などの大きい橋梁はあります。
委員 道路維持課	入札が不調や不落になる場合はあるのですか。過去に長寿命化の修繕工事で、不調になったケースはありませんが、あまり人気がない工事で、応札者数は多くありません。
委員 道路維持課	もう少し早く入札をしても、同じような入札者数が見込まれますか。早い段階で発注すると、準備工の期間だけが長くなってしまいます。前倒ししても1か月程度だと思いますが、その頃には繁忙期になってきており、応札者数にあまり差は出ないと考えます。
委員 道路維持課	同じ時期に舗装工事も発注しています。それも道路維持課で出しているのですか。そのとおりです。
委員 道路維持課	舗装工事は恐らく人気があるかと思えます。舗装工事と同一の工事として発注したことはありますか。舗装する路線上に橋梁があれば同一工事での発注も可能かと思えますが、この橋の場所は幹線道路からも離れているので、同一工事での検討はしていません。
委員 道路維持課	応札者が少ないのであれば、条件が合えば舗装工事と合わせて発注する等したら、応札者が増えるかもしれませんが、どのように考えますか。小手指陸橋や所沢陸橋などで、2車線で切削オーバーレイを伴う工事があれば、そういった発注方法も検討します。
	(意見等) なし
	(4)「所沢市立三ヶ島小学校屋上防水改修工事」 抽出理由：2者辞退し1者入札となっている。 (質疑)
委員 契約課	2者辞退、結果的に1者入札となっています。辞退理由をお聞かせ下さい。辞退した2者に理由を確認したところ、1者は本工事と他工事の見積期間が一部重複しており、他工事の見積精度を上げるため辞退したとのことです。もう1者は他工事の方が自社にとって利益率が良いと判断したため、辞退したとのことでした。
委員	事案5とも関連する話ですが、10月13日、18日、21日に工事内容が近似した小学校屋上防水工事の入札があり、3件の工事に計3者が応札し、結果的に1者ずつ落札しており、辞退者も多くなって

発言者	審議の内容
	<p>います。このような場合は、一抜け方式を活用した方が色々な業者に受注機会を与えられたのではないですか。他工事の見積り精度をあげるため辞退したという理由でしたが、ほとんど同じ工事内容ではないのですか。</p>
営繕課	<p>所沢市立三ヶ島小学校屋上防水改修工事と所沢市立明峰小学校屋上防水改修工事はウレタン塗膜防水工法ですが、所沢市立南小学校北校舎棟屋上防水改修工事は改質アスファルトシート防水工法のため、全く異なる防水の工法になります。そのため、南小学校の落札業者は、三ヶ島小学校・明峰小学校に比べ、南小学校の方が利益率が高いと判断したのではないかと推測できます。</p>
委員	<p>入札日が近く、工事内容も近似していますが、発注方法に工夫はできなかったのですか。</p>
営繕課	<p>防水工事は屋根の上の防水層を剥がすため、施工時期が秋から冬になり、発注は同時期になってしまいます。また、入札参加対象業者が9者のため、一抜け方式にしなくても競争性は確保できるのではないかと考えました。</p>
委員	<p>近い日付で入札をすることにこういった意味があるのですか。</p>
営繕課	<p>三ヶ島小学校は設計金額が5,000万円以下であることから、明峰小学校及び南小学校とは告示後の見積期間に違いがあり、入札時期がずれたものです。</p>
委員	<p>内容が近似した工事を短期間で入札執行した意図がよく分かりませんでした。市として、業者に受注機会を多く与えようという意図があるのであれば、一抜け方式を活用した方が効果的だと思いますが、どうですか。</p>
委員	<p>一抜け方式を採用しようと思えばできたのですか。</p>
契約課	<p>1件目に入札を行った三ヶ島小学校と2件目の明峰小学校は設計金額によって定められている見積期間が違うことから、開札日がずれるため、一抜け方式は適用できませんでした。また、3件目の南小学校については、営繕課から契約課への発注依頼が遅れて提出されたため、この3件の工事を一抜け方式で執行するという考えに至りませんでした。</p>
委員	<p>発注予定表は公開していないのですか。</p>
契約課	<p>具体的な月日までは公開しておらず、発注予定月を公開しています。</p>
委員	<p>委員がおっしゃっているのは、1者が独占して3件の工事を落札する可能性もあるので、色々な業者に受注機会を与えるのであれば、一抜け方式を活用した方がいいのではないかとということです。発注予定表で発注予定月が分かっているにも関わらず、一抜け方式を選択しなかった理由はなぜですかという質問だと思います。工事発注課からの依頼を場当たりに発注しているのであれば、計画的</p>

発言者	審議の内容
営繕課	な発注とは言えないのではないかと思います。その辺りはどうですか。
営繕課	営繕課としても、近似内容・同規模の工事であれば、まとめて契約課へ発注依頼をすべきなのですが、担当職員によって設計の完了にずれが生じてしまいます。また、例えば小学校であれば、学習スケジュールや学校行事の関係で、期日までに契約をしなければ工事内容に影響を及ぼすといった事情もあるため、設計が完了次第、契約課へ発注依頼を提出しているのが現状です。
契約課	もう1点補足がございます。1件目の三ヶ島小学校の入札参加条件が所沢市内に本店を有している業者だったのに対し、2件目の明峰小学校は市内に本店及び支店を有している業者と、入札参加条件に違いがあったことから、一抜け方式を採用しませんでした。
委員	設計金額が5,000万円以上だったため、市内に本店及び支店を有している業者が対象になったのですか。
営繕課	そのとおりです。5,000万円を超えると必要応札可能者数が10者以上となります。発注当時の資格者名簿では、市内に本店及び支店を有している業者を対象にしなければ、10者に満たない状態でした。
委員	一抜け方式を採用するかといった発注方法を決めるのは契約課ですか。
契約課	契約課が判断します。
委員	発注予定表で公開されている内容は発注予定月のみなので、工事担当課からまとめて発注依頼が提出されないと、一抜け方式の採用はなかなか難しいといったところですか。
契約課	そのとおりです。ただ、発注予定表で時期の確認はできますので、工事担当課との調整は可能だと思います。
委員	令和4年度第2回の入札監視委員会においても、1者入札の防水工事が事案対象となっていました。その際、1者入札となった理由を伺ったところ、「今後発注予定がある工事に応札するため、敬遠したのではないか」との答弁でした。それにも関わらず、今回事案対象の防水工事も1者入札になっていることについては、どのように考えますか。対象業者が9者と少ないため、今後も1者入札が続くことが懸念されます。前回の入札監視委員会では、所沢市外の業者も対象にした入札にしてはどうかという提案もしましたが、その辺りはどうですか。
営繕課	明峰小学校及び南小学校は設計金額が5,000万円を超え、必要応札可能者数が10者以上であることから、市内に本店及び支店を有している業者を参加条件にし、当時の資格者名簿で3者程度であった市外業者は対象としませんでした。ただ、令和3年度に発注した工事では今回落札した業者以外の市内業者も入札はしていました。

発言者	審議の内容
委員 営繕課	<p>しかしながら、新型コロナウイルスの関係で技術者不足になっているという話も聞いており、会社を存続させるために技術者数を絞ったりしているのではないかと推測できます。今後、入札参加条件を市外へと広げるかということについては、今後の課題として検討いたします。</p> <p>防水工事業者は何者いるのですか。</p> <p>発注当時の資格者名簿では、市内に本店または支店を有し、当該業種の級別区分がA級が1者、B級が10者となります。技術者が不足しているという話もあり、大規模工事や他工事の下請業者となっている場合はなかなか応札しにくいのではないかと考えられます。</p>
委員	<p>会議冒頭、入札参加停止の措置状況の報告がありましたが、それらの情報はどこから入手しているのですか。</p>
契約課	<p>他市が入札参加停止した情報を埼玉県が取りまとめているので、その情報を基に処理をしています。</p>
委員	<p>他県や他市の問題事案がなぜ発覚したかの分析はしていないという解釈でよろしいですか。</p>
契約課	<p>原則は埼玉県から情報をいただいておりますが、全国的なニュースになるような問題事案であれば、新聞やニュース、公正取引委員会のホームページから情報を収集することもあります。他市の分析は行っていません。</p>
委員	<p>所沢市独自で発覚を促すような制度やルートが無いのであれば、先ほど他の委員がおっしゃられたとおり、透明性・競争性が確保された入札を行っていくべきだと考えます。</p>
委員	<p>(意見等)</p> <p>第三者に疑念を与えないような発注方式を検討していただきたいと思います。</p>
委員	<p>同意見です。今後も1者入札の事態が続いてしまう可能性があるため、今までの傾向を踏まえながら、透明性・競争性を確保した入札ができるよう検討していただきたいと思います。</p>
委員	<p>(5)「所沢市立南小学校北校舎棟屋上防水改修工事」 抽出理由：同種工事で応札者が特定の3者である。 (質疑)</p> <p>小学校屋上防水工事の入札が10月13日、18日、21日にあり、計3者が応札し、結果的にこの3者が落札していますが、この3者以外に応札者がいなかったのはどのような理由が考えられますか。</p>
契約課	<p>落札した3者以外の防水工事業者に聞き取りを行ったところ、埼</p>

発言者	審議の内容
委員	<p>玉県や民間工事の受注、下請け業務により、技術者が不足し応札できなかったとのこと。また、新型コロナウイルスの影響で従業員が減少したことも要因のひとつとのことでした。</p> <p>予定価格に対する株式会社アベックスの入札金額の割合は何パーセントですか。</p>
契約課 委員	<p>98.61パーセントです。</p> <p>事案4と同様、透明性のある入札執行を心がけていただきたいと思います。と思いますが、どうですか。</p>
契約課 委員	<p>新型コロナウイルスの流行も緩和していることから、技術者の確保が今後どのようにになっていくか、また一抜け方式を適用した発注という点を工事担当課と調整していきたいと思います。</p>
委員	<p>新型コロナウイルスの流行前は応札者が多かったということであれば、現状の執行方法でも今後応札者が増えていくかもしれませんが、そうでなければ、疑念を与えないような透明性・競争性が確保された執行方法を検討していくべきだと思います。</p>
委員	<p>(意見等)</p> <p>第三者に疑念を与えないような発注方式を検討していただきたいと思います。</p>
委員長	<p>今回については、意見具申ということではなく議事録をもって市長に報告します。</p> <p>4 その他 なし</p> <p>次回の審議事案の抽出について 審議事案の抽出委員：小寺委員</p>